

千葉地方裁判所委員会（第46回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

令和2年2月3日午後1時15分から午後3時30分まで

2 開催場所

千葉地方裁判所第二会議室（本館5階）

3 出席者

【委員】

井上登美子，女屋光基，官澤太郎，合田悦三（委員長），鈴木隆子，専田泰孝，高野次夫，蓮井俊治，福永修久，藤森一，松田俊哉，森正史，森本亨，渡邊年子

【説明担当者】

千葉地方裁判所民事首席書記官 遠藤康浩

千葉地方裁判所刑事首席書記官 加藤孝志

千葉地方裁判所事務局総務課長 山田雅彦

千葉地方裁判所事務局人事課長 下川由美子

千葉地方裁判所事務局経理課長 加茂容子

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

4 議事等

(1) 委員の紹介

委員長から，前々回の委員会後に新たに任命された後初めての出席となる藤森委員及び前回の委員会後に新たに任命された福永委員が紹介された。

(2) 委員挨拶

藤森委員及び福永委員から挨拶があった。

(3) 各説明担当者による説明

「裁判所における障害者等に対する配慮について」というテーマに関して合田委員長，遠藤民事首席書記官，加藤刑事首席書記官，山田総務課長，下川人事課長及び加茂経理課長が説明を行った後，施設（法廷，駐車場等）のバリアフリーの状況並びに障害者支援のための各種機器の整備状況を見学した。

(4) 意見交換

（発言者：◎委員長，○委員）

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では，「裁判所における障害者等に対する配慮について」というテーマについて意見交換を行う。

○ 足の不自由な方が階段を上がる器具についての説明があったが，それはエレベーターのない支部の話なのか，それともエレベーターの改修中やメンテナンス中に使用できるということか。また，整備されている庁舎はどこか。

◎ エレベーター改修中の支部において，エレベーターの代替手段として整備したものである。

○ 「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が最高裁判所裁判官会議で議決され，その要領に基づいて研修などが進められており，想定よりもかなり配慮をしているということがわかった。

○ 見聞きした2つの事例をお話ししたい。

1つ目は，エレベーター設備のない支部で車椅子利用者の証人尋問を実施したとき，2階で実施する必要性が生じたため，複数名の職員が車椅子を持ち上げて階段を運んだことがあった。その際，車椅子利用者にとって，少し危ないと感じる状態になっていたとのことであった。

2つ目は，支部で弁論準備手続が電話会議の方法で行われることになったが，その会議が2階でのみ行うことができる手続という状況であった。利用

者は、車椅子ではなかったが、1階から階段を上がるのにかなり苦勞をされたようであったとのことであった。

証人尋問等の場合、手続上の保障という問題もあるため、よりよい工夫ができたかもしれない。2階建てでもエレベーターを設置できないとすれば、車椅子でも階段で上られるようなものを設置する等様々な工夫が必要になると思う。

- ◎ 支部については、エレベーター等設備面で十分でないところがある。そのため、各支部で各階毎に行うことができる手続を確認し、対応を検討したい。
- 庁舎等を見学し、相当設備が整ってハード面で充実しているという印象を受けた。
- 千葉市は、バリアフリーはソフト面・ハード面でいろいろ進めており、障害者差別解消法の施行前から思いやりや相手の気持ちに立つというのは公務員として当たり前という考えで全職員は対応している。また、窓口の担当者の研修も行っている。
- 人事課長から配慮への気づきを与えられるような研修を実施していきたいという説明があったが、配慮への気づきは大事だと思う。私も職員に対して、同様の話をすることがあるが、なかなか気づき、声かけ、声をかけた後の行動、の3つが一体化しない。その3つが一体化すれば、障害者の方にとっても、介助する方にとってもより前向きな配慮を実現することができるように感じる。
- 休養室について扉を押して開けるタイプのものから、つり下げ式の引き戸タイプに改修したとの話があったが、なぜ休養室を改修しようと思ったのか。
- ◎ 休養室自体は、元々具合が悪くなった方のために使えるものとして用意されている部屋であったが、車椅子利用者や障害者の方にも使えるようにするため、改修した。
- 施設を見せていただいたところ、視聴覚障害者への配慮は、大変よくされ

ていると感じた。

- 新館ができたときと比べて、新館1階出入口に金属探知機が設置されるなどセキュリティー面で変わったところがあった。また、201号法廷は、当時は最新の法廷ということでマイクやモニターが設置されたりしていたところ、障害のある方に配慮して、さらにハード面・ソフト面でいろいろ取り組んでいると改めて感じた。

(5) 次回委員会期日

次回の委員会は、令和2年9月7日午後1時15分に開催することに決定した。

(6) 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマは、委員会において提案がなかったため、過去に委員会で取り上げたテーマの状況等も踏まえ、事務局において決定し、次回委員会期日までに各委員にお知らせすることとした。

以 上